

災害が発生した工事作業の概要について

<災害が発生した工事作業の概要>

- ・島根2号機 廃棄物処理建物下部において、地盤を強化する(地盤を土からコンクリートに置き換える)工事のうち、土を掘削するために支障となる埋設物(島根2号機建設時に使用したタワークレーン※1基礎架台)を切断し、撤去する作業。

<災害発生時の状況>

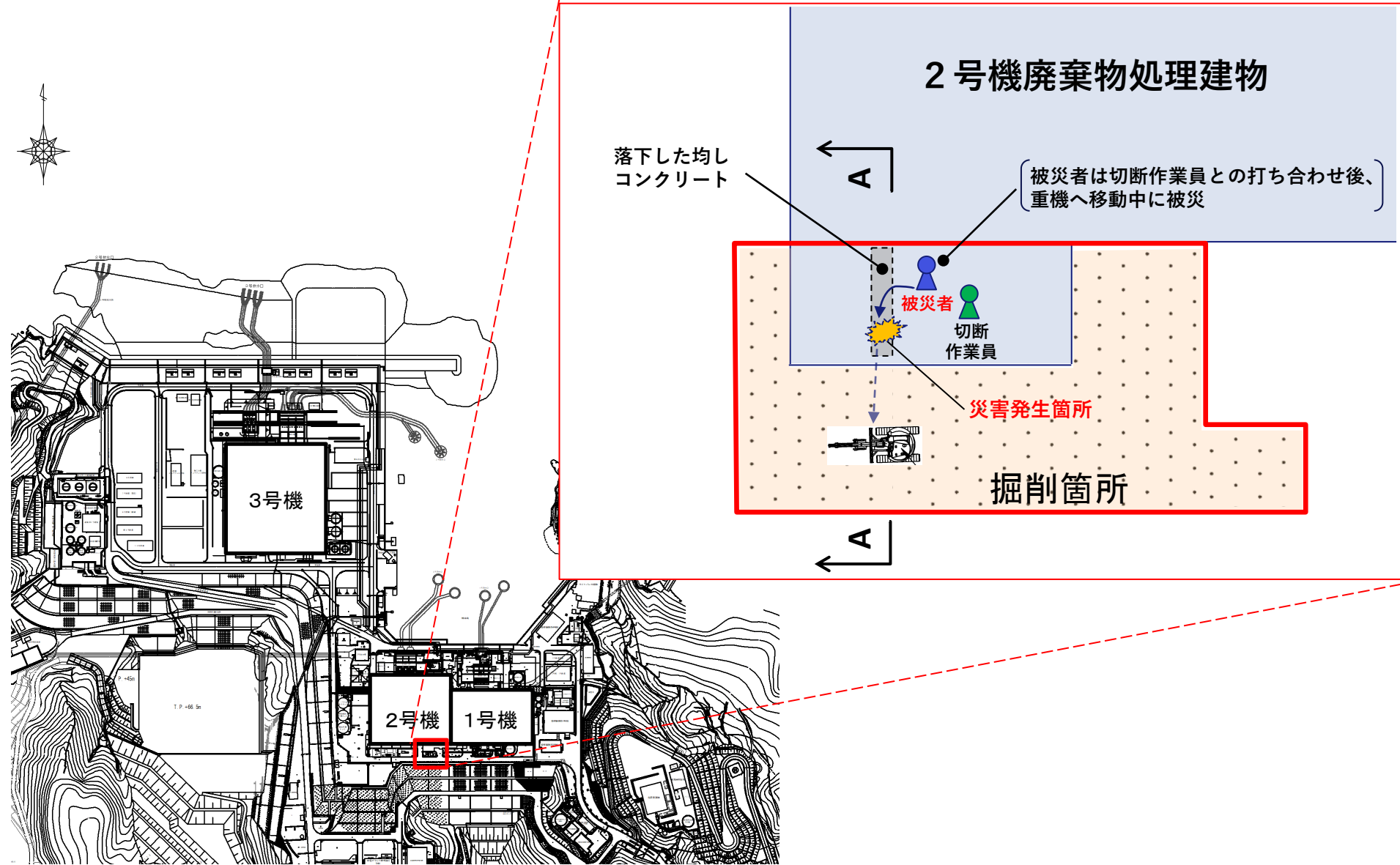
- ・被災者(別の作業員が切断した埋設物を重機で引き出す作業に従事)は、張出し部の下部で埋設物を切断する作業員との打合せを行った後、埋設物を撤去する重機へ移動していた際に、落下してきた均し^{なら}コンクリート※2の下敷きとなり被災した。
- ・当該均しコンクリートは、埋設物撤去作業に先立ち除去する予定としていたが、上部の建物張出し部の基礎に密着しており、重機を使用しても除去できなかったため、当該均しコンクリートが落下する恐れはないと判断したことから、残置した状態で、落下防止措置を実施する等の作業手順の変更を実施しないまま、作業を実施していた。

※1 大型建造物等の建設に用いるクレーン。架台(基礎となる台座部分)上に設置した支柱上部のクレーンで資材等を運搬する。

※2 地山など凹凸がある面にコンクリートを打設する際、型枠が設置しやすいよう凹凸面を平らにする厚さ十数センチ程度の薄いコンクリート。島根2号機 廃棄物処理建物建設時に地面に打設していたものが、土の掘削に伴い露出した。

(参考)災害発生箇所(平面図)

災害発生箇所拡大図



(参考) 災害発生時の状況 (A-A断面図)

